

教育課程研究指定校事業実施要項

1 趣 旨

幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校及び中等教育学校等（以下「学校」という。）における教育課程及び指導方法等について調査研究を行い，もって学校における学習指導の改善充実及び教育課程の基準の改善等に資する。

2 業務の委託先

公立学校にあつては当該都道府県・政令指定都市教育委員会，私立学校にあつては当該学校の設置者，国立大学附属学校にあつては当該国立大学法人学長（以下「都道府県教育委員会等」という。）に調査研究を委託する。なお，研究指定校数は毎年の予算の状況に応じて決定する。

3 委託業務の内容・実施方法

- (1) 教育課程研究指定校（以下「研究指定校」という。）は，国立教育政策研究所（以下「研究所」という。）が別に設定する研究主題に関し，研究を行うものとする。
- (2) 都道府県教育委員会等が委託を受けた際は，研究所と密接な連絡を取り，その援助と助言を受けて調査研究を行うものとする。
- (3) 政令指定都市を除く市区町村立学校が研究指定校の場合，委託を受けた都道府県教育委員会は，市区町村教育委員会から定期的に報告を受けるなどにより，本事業の実施状況を把握するものとする。
- (4) 研究指定校において，研究の継続に支障を来す，又はそのおそれのある事案（台風等の不測の災害，いじめ防止対策推進法に定める重大事態等）が発生した場合には，委託を受けた都道府県教育委員会等は，速やかに研究所に報告すること。ただし，政令指定都市を除く市区町村立学校においては，市区町村教育委員会からの報告を受けて，委託を受けた都道府県教育委員会が，速やかに研究所に報告するものとする。
- (5) 研究所は，研究を円滑に実施していくために，連絡協議会及び研究協議会を開催する。なお，研究協議会は成果の普及のために公開とする。

4 委託期間

委託期間は，初年度の委託を受けた日から翌年度の3月20日までとするが，事業の委託契約は会計年度ごとに行う。ただし，長期的に取り組む必要がある研究課題については別途定める。また，毎年度，当該年度の事業の事業完了報告書（研究成果報告書及び収支精算書）の提出及び研究協議会での発表や翌年度の実施計画書等について評価等を行い，事業の継続の可否を判断するものとする。

5 委託手続

- (1) 都道府県・指定都市教育委員会，都道府県知事又は附属学校を置く国立大学法人学長は，都道府県・指定都市教育委員会にあつては域内又は所管の学校，都道府県知事，又は附属学校を置く国立大学法人学長にあつては所管の学校のうち，研究指定校による研究の希望がある場合には，適切な学校を選定し，「平成31年度教育課程指定校

事業公募要領」(以下「公募要領」という。)に別途定める希望調書及び経費積算見込表を研究所に提出するものとする。

- (2) 研究所は、上記(1)により提出のあった内容を公募要領に定める方法により審査を行い、本事業の委託が適当と認めた場合、研究所が別途定める実施計画書の提出を求める。
- (3) 研究所は、上記(2)により提出のあった実施計画書が適切であると認めた場合、当該都道府県教育委員会等に対し調査研究事業を委託する。

6 委託経費

- (1) 研究所は、予算の範囲内で、年度ごとに研究に必要な経費を都道府県教育委員会等からの請求に基づいて支出するものとする。
- (2) 委託費の支出の対象となる経費を変更する場合はあらかじめ研究所に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、各経費区分における金額の変更増減額が、総額の30%を超えない場合であれば、この限りでない。
- (3) 委託を受けた都道府県教育委員会等は、各年度の研究終了後速やかに別途定める収支精算書を、都道府県・政令指定都市教育委員会及び国立大学法人学長においては直接、私立学校の設置者においては当該都道府県知事を経由して、研究所に提出するものとする。

7 事業完了の報告

- (1) 研究指定校は、校内の研究体制を整備し、計画的かつ継続的に研究を進めるために、各年度の初めに実施計画書を、各年度の終わりに研究成果報告書を都道府県教育委員会等に提出するものとする。研究成果報告書の様式は、研究所から別途連絡するものとする。

なお、研究成果報告書の作成に当たっては、具体的な実践事例(指導の展開、年間指導計画や教材の工夫など)を盛り込むとともに、調査研究による幼児・児童・生徒の変容(意識、態度、学力など)、教職員や保護者等の意識の変容などについて、学力調査やアンケート結果等の定量的なデータを比較するなど、取組の実際やその成果が分かりやすくなるよう工夫する。

- (2) 委託を受けた都道府県教育委員会等は、研究指定校の実施計画書及び研究成果報告書を取りまとめ、都道府県・政令指定都市教育委員会及び国立大学法人学長においては直接、私立学校の設置者においては当該都道府県知事を経由して、研究所に提出するものとする。

なお、研究成果報告書については、初年度の研究終了時に研究成果中間報告書を、最終年度の研究の終了時に研究成果報告書を提出するものとする。また、収支精算書(それに係る領収書等の写しを添付)も各年度に提出するものとする。さらに、各年度に研究協議会で発表を行うものとし、これらの様式その他必要な事項については、研究所から別途連絡するものとする。

- (3) 研究成果報告書・収支精算書以外の提出物等については、研究所から別途連絡するものとする。

8 委託費の額の確定

- (1) 研究所は、上記の7（1）により提出された研究成果報告書について、検査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適切であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先へ通知する。
- (2) 上記（1）の確定額は、事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。
- (3) 研究所は、額の確定後、委託費を委託先の請求により支払う。
- (4) 委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存するものとする。

9 研究成果の普及

- (1) 研究成果報告書については、本事業の研究成果を普及するため、研究所においてその集録を編集し、一部又は全部を修正・翻案し、文部科学省刊行物をはじめとした書籍、インターネット及びその他の媒体により公表するほか、国立国会図書館が一般に提供することを許諾することができるものとする。
- (2) 研究指定校においては、地域や学校の実態に応じて、研究成果発表会、公開授業、研修会等の開催、インターネットによる情報提供などの取組を実施することにより、本事業の成果を普及し他校との共有を図るよう、積極的な情報提供を行うものとする。
- (3) 委託期間終了後、各研究指定校において実施した研究に関連する情報の提供等を都道府県教育委員会等に依頼することがある。

10 その他

- (1) 研究所は、必要に応じて、研究の実施状況及び経費の処理状況等について実態調査を行う。
- (2) 研究所は、委託を受けた都道府県教育委員会等や研究指定校等における本事業の運営状況が、本要項に照らし不相当と認めた場合、指定を解除し、経費の全部又は一部について支払いを中止又は返還を命じることができる。
- (3) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については別途定める。